

手数料に関する規則の一部改正について

1 手数料に関する規則（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（担保指定・解除手数料）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項第1号に規定する担保指定証券残高の返還には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該DVP参加者に係る担保指定証券残高を返還する場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付請求が、他の参加者の口座への振替請求である場合を除く。</p> <p>（受入予定証券完了手数料）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する証券振替の完了には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該DVP参加者に係る受入予定証券残高を引き渡す場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付請求が、他の参加者の口座への振替請求である場合を除く。</p>	<p>（担保指定・解除手数料）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項第1号に規定する担保指定証券残高の返還には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該DVP参加者に係る担保指定証券残高を返還する場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付・指定請求が、他の参加者の口座への振替請求である場合を除く。</p> <p>（受入予定証券完了手数料）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する証券振替の完了には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該DVP参加者に係る受入予定証券残高を引き渡す場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付・指定請求が、他の参加者の口座への振替請求である場合を除く。</p>

2 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定を適用することが適当でない当社が認める場合には、令和2年11月25日以後の当社が定める日から施行する。